

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 4 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和 8 年度女性担い手育成事業研修旅行業務

(2) 業務内容

令和 8 年度女性担い手育成事業への参加者等を対象とした国内研修旅行業務
詳細は別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(4) 履行場所

京都府京都市、福知山市、舞鶴市、宮津市、与謝野町

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化生活部男女共同参画課

電話番号 075 (414) 4292

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

(1) 原則として、6 の (1) に記載の資格審査申請書の提出期間中に、京都府ホームページからダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、京都府文化生活部男女共同参画課（電話番号は 2 に記載のとおり）に問い合わせの上、6 の (1) に記載の資格審査申請書の提出期間中に交付を受けること。

4 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式 1。以下「申請書」という。）の提出までに、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 過去 3 年以内に当該業務と同種の業務（50 名以上を対象とした宿泊を伴う国内旅行業務をいう。以下同じ。）に誠実に履行した実績を有さない者

ウ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定による旅行業の登録がされていない者

エ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

オ 業務に関する府からの指示及び問い合わせに対応するため、速やか（60 分以内）に京都府庁（京都府男女共同参画課）に来庁できると認められない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下

「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のも
のが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与
える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直
接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加し
ようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅か
すおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者
を含む。)

ク 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行
動計画の策定及び届出を行う義務・努力義務がある者で、策定及び届出を行って
いない者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入
札について指名停止とされていない者であること。

(3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、会社更生法(平成14
年法律第154号)に基づく更生手続きの開始の申立て又は民事再生法(平成11年法
律第225号)に基づく再生手続きの開始申立てがなされていないこと。

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受
けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな
ければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和8年8月4日(火)から令和8年8月18日(火)までの間(土曜日、日曜日
及び祝日を除く。)

(2) 申請書の入手方法

ア 原則として、(1)に記載の資格審査申請書の提出期間中に、京都府ホームペ
ージからダウンロードすること。

イ 窓口での交付を希望される場合は、京都府文化生活部男女共同参画課(電話番
号は2に記載のとおり)に問い合わせの上、(1)に記載の資格審査申請書の提
出期間内に交付を受けること。

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

持参に限る。

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出す
ること。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（いずれも申請日時時点で発行日から 3 箇月以内のものに限る。）
- イ 府税納税証明書（別記様式 2）
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
- エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記様式 3）
- オ 旅行者として登録されていることを証する書類
- カ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
- キ 過去 3 年以内の同種の業務に係る実績一覧（別記様式 4）
- ク 暴力団非該当誓約書（別記様式 5）
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式 6）
- コ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出を行う義務・努力義務がある者については、一般事業主行動計画策定・変更届の写し
- サ 一般競争入札参加資格審査申請書類調書（別記様式 7）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

提出書類の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

また、提出書類の作成等において使用する言語は日本語とする。

7 参加資格を有する者の名簿への登録

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和 8 年度女性担い手育成事業研修旅行業務に係る一般競争入札参加者名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知及び参加資格の有効期間

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。なお、参加資格の有効期間は、通知の日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

9 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者（7 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加審査申請書記載事項変更届（別記様式 1 1）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4 又は 5 の（1）のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その

2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1) により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記様式 12）（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2) により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後 3 年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 8 年 8 月 27 日（木）午前 9 時 30 分から

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁旧本館 2 階 部局会議室（総合政策環境部・文化生活部）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 4に該当する者又は5に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が決定通知のあった日から 7 営業日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全国旅行業協会の会員である場合は旅行業法第 22 条の 10 第 1 項の規定に基づき、協会に対し弁済業務保証金分担金を納付しているため、同規則第 159 条第 2 項第 7 号により免除する。

15 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。